

児童館は、0歳～18歳までのこどもが利用できる場所 こども達にとって、遊ぶところ×拠りどころ

児童福祉法40条に定められた「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とする」児童福祉施設です。

児童館には、「児童厚生員」という、遊びによりこどもの成長を支援し、かつ、地域社会における健全育成活動の中心となるべき職員がいます。

▶ 児童館の機能・役割

- 1) 遊び及び生活を通じたこどもの発達の増進
- 2) こどもの安定した日常の生活の支援
- 3) こどもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応
- 4) 子育て家庭への支援
- 5) こどもの育ちに関する組織や人のネットワークの推進

YouTube
遊びで笑顔うまれる



①拠点性

児童館は、地域における子どものための拠点（館）である。子どもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子どもも同士と一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」（以下「児童厚生員」という。）がいることによって、子どもの居場所となり、地域の拠点となる。

②多機能性

児童館は、子どもが自由に時間を過ごし遊ぶなかで、子どものあらゆる課題に直接関わることができる。これらについて子どもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、子どもが直面している福祉的課題に対応することができる。

③地域性

児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならず子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

（以上、児童館ガイドラインより）



遊びは、よろこび
笑えることが、素直にうれしいから